

ミモザ西六郷 ご利用料金

前払金と月々の利用料金

		月額利用料（一人あたり）					
		プラン	前払金 (非課税)	家賃相当額 ^{※1} (非課税)	管理費 ^{※2}	食費 ^{※3} (30日喫食の場合)	月額利用料合計
個室	Aプラン	0円	102,000円	25,600円 (内,消費税600円)	59,921円 (内,消費税4,811円)	187,521円 (内消費税5,411円)	
	Bプラン		73,000円	25,600円 (内,消費税600円)	59,921円 (内,消費税4,811円)	158,521円 (内消費税5,411円)	

※1 家賃相当額には共用設備を含みます。

※2 管理費は次の非課税対象と課税対象の合計金額となります。

管理費①	19,000円 (非課税)	共用設備費、エレベーター維持費、環境植栽整備費などの共有部分の維持管理費等
管理費②	6,600円 (内,消費税600円)	事務管理部門の人員費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人員費・事務費等

※3 食費には食材費と調理管理費を含みます。1食当たりの食費は以下の通りとなります。

	朝食	昼食	夕食	おやつ
喫食時	522円 (内,消費税39円)	630円 (内,消費税47円)	738円 (内,消費税67円)	108円 (内,消費税8円)
欠食申出時 ^{※4}	252円 (内,消費税19円)	252円 (内,消費税19円)	252円 (内,消費税19円)	0円 (内,消費税0円)

※4 提供の2日前正午12時までにキャンセルのお申し出があった場合。お申し出が無い場合には、喫食時料金の適用となります。

※その他

- 自立又は要介護度未認定の方については、月額27,500円(内,消費税2,500円)の「生活サービス費」を別途申し受けます。
- 介護用品(紙おむつ等)、居室内の電気使用料、電話代等は、別途実費をご負担いただきます。
- 公的介護保険サービスご利用者は、自己負担割合に応じた利用料(非課税)が必要となります。

令和5年6月1日改定

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	大田区(1級地)
地域単価	10.9円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援1	183	200円	399円	599円	
要支援2	313	342円	683円	1,024円	
要介護1	542	591円	1,182円	1,773円	
要介護2	609	664円	1,328円	1,992円	
要介護3	679	741円	1,481円	2,221円	
要介護4	744	811円	1,622円	2,433円	
要介護5	813	887円	1,773円	2,659円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)

①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年6月1日以降)

①地域単価

地域	大田区(1級地)
地域単価	10.9円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
協力医療機関連携加算(I)	100	109円	218円	327円	1月単位
退居時情報提供加算	250	273円	545円	818円	1回限り
介護職員等処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(12.2%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)

①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

算定している各種加算の説明(2024年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
協力医療機関連携加算(I)	<p>次のいずれも満たす場合に算定する加算です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の症状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を確保している協力医療機関を定めている ○事業者から診察の求めがあった場合において診察を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めている ○協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月1回以上開催している ○看護職員は、利用者ごとの健康の状態について随時記録している
退居時情報提供加算	<p>利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合</p>
介護職員等処遇改善加算(II)	<p>職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等のための加算</p>